

個人年金保険料税制適格特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 税制適格のための特別取扱

第3条 特約の消滅

第4条 特約の解約

第5条 主約款の規定の準用

個人年金保険料税制適格特約条項

(平成9年8月2日制定)

(平成20年4月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、5年ごと利差配当付個人年金保険契約に付加することにより、付加された保険契約の保険料が、所得税法に定める「個人年金保険料」に該当して、所得控除の適用が受けられることを目的とした特約です。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または締結後に、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。ただし、主契約が次の条件をすべて満たす場合に限りです。

号	この特約を付加する主契約の条件
(1)	年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
(2)	年金受取人は被保険者と同一人であること
(3)	保険料払込期間が10年以上であること
(4)	年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金であるときは、年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

(税制適格のための特別取扱)

第2条 この特約が付加されている主契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次の各号のとおり取扱います。

- 主契約が2以上の年金の種類、年金支払期間（以下「年金の種類等」といいます。）に変更されている場合は、保険契約者は、変更後の年金の種類等のうち一部の年金の一時支払を請求することはできません。
- 主約款の規定により割当てられ、年金支払開始日以前に分配された契約者配当金は、次のとおり取扱います。

契約者配当金	契約者配当金の取扱
ア. 年金支払開始日前に分配された契約者配当金	分配された日から会社所定の利息をつけて積立てておき、年金支払開始日に増額年金の一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前に主契約が消滅したときは保険契約者（死亡給付金を支払うときは主契約の死亡給付金受取人（以下「死亡給付金受取人」といいます。））に支払います。
イ. 年金支払開始日に分配された契約者配当金	年金支払開始日に増額年金の一時払保険料に充当します。

- 主約款の規定により割当てられ、年金支払開始日後に分配された契約者配当金は、保険契約者が選択した次に定めるいずれかの方法で支払います。

種類	支払方法
ア. 利息をつけて積立てる方法	分配された日から会社所定の利息をつけて積立てておき、主契約が消滅したときに主契約の年金受取人（以下「年金受取人」といいます。）に支払います。
イ. 現金で支払う方法	分配された日に、年金とともに年金受取人に支払います。
ウ. 年金の買増に充当する方法	分配された日に、年金の種類を主契約の年金の種類と同一（主契約が2以上の年金の種類に変更されている場合は、それぞれの年金部分について同一とします。）とした、増加年金の一時払保険料に充当し、主契約の年金とともに年金受取人に支払います。ただし、保証期間中に被保険者（保証期間付夫婦年金または夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡した後も年金を支払っているときは、死亡後に分配される契約者配当金はア.の方法に準じて支払います。

- 前号の規定にかかわらず、年金の種類が確定年金以外の場合で、年金の一時支払が行われたときは、契約者配当金は、分配された日から会社所定の利息をつけて積立てておき、保証期間経過後最初に到来する年金支払日以後の年金支払日に、会社の定める方法により分割して、年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一時支払が行われた後に被保険者（保証期間付夫婦年金または夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡したことにより、主契約が消滅するときは、死亡時の年金受取人に支払います。
- 解約返戻金その他の返戻金の取扱

会社が支払うべき次の金額がある場合は、これを支払うべき日から会社所定の利息をつけて積立てておき、年金支払開始日まで主契約が継続したときは、増額年金の一時払保険料に充当します。ただし、年金支払開始日前

に主契約が消滅したときは、保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。

金額
ア. 主約款の規定により契約内容の変更が行われた場合に支払うべき金額
イ. 主契約が払済年金保険に変更された場合に支払うべき保険料前納金の残額

- (6) 年金支払開始日の前日に、主約款に定める貸付金がある場合は、保険契約者が選択した次に定めるいずれかの方法により、貸付金の返済を取扱います。ただし、貸付金の元利金が会社の定める金額をこえる場合は、主契約は年金支払開始日の前日に解約されたものとして取扱います。

貸付金の返済方法
ア. 年金の一時支払を請求し、貸付金の元利金を支払額から差引く方法。
イ. 貸付金の元利金を会社が支払うべき年金の全部または一部から差引く方法。この場合の返済額は、会社の定める範囲内で取扱います。

- (7) 主契約の契約内容の変更等の取扱いについては、次のとおり取扱います。

主契約の契約内容の変更等の取扱い
ア. 第1条（特約の締結）第2号から第4号までの規定に反することとなるような契約内容の変更等は取扱いしません。
イ. 契約日から10年間は、払済年金保険への変更は取扱いしません。
ウ. 契約内容の変更等を行う場合は、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引かないものとします。また、契約内容の変更等により、貸付金の元利金が会社の定める金額をこえることとなるときは、その契約内容の変更等は取扱いしません。
エ. 2以上の年金の種類等への変更を行う場合は、その内の1以上の年金部分が第1条（特約の締結）第4号の規定に該当していることを要します。ただし、第1条（特約の締結）第4号の規定に該当しない年金部分の年金額が、会社の定める範囲をこえることとなるときは、2以上の年金の種類等への変更を取扱いしません。

（特約の消滅）

第3条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	主契約が消滅したとき
(2)	主契約の保険料の払込が免除されたとき
(3)	保険契約者の変更により、第1条（特約の締結）第1号の規定に反することとなったとき

- 2 前項第2号または第3号の規定によりこの特約が消滅した場合、第2条（税制適格のための特別取扱い）第5号の規定により積立てられた金額があるときは、それらを保険契約者（死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人）に支払います。この場合、主約款に定める貸付金があるときは、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引きます。

（特約の解約）

第4条 この特約のみの解約は取扱いしません。

（主約款の規定の準用）

第5条 この特約条項に別段の定めがない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。